

令和6年度山形県子どもの居場所運営支援事業費補助金

Q & A

<補助対象経費>

番号	質問	回答
Q1	会場使用料、賃借料について、実施する個人・団体等が所有する施設等を使用して実施する場合、水道光熱費は対象経費に該当するの か。	子どもの居場所活動を実施した分のみを明確に分けて証明できるのであれば対象経費とすることはできます。 (例) 使用時間で按分する場合 (月1回8時間開催) 1か月の電気代×8時間÷(24時間×30日)
Q2	子ども食堂専用の携帯電話を契約している場合、通信費は補助対象となるか。	補助対象とします。
Q3	令和7年2、3月に子ども食堂を開催する場合は、補助対象となるか。	補助対象とはなりません。 令和6年度補助金の補助対象期間は令和6年4月1日から令和7年1月31日までです。 この期間内に実施した子ども食堂運営・フードパントリーに要する経費が補助対象となります。

<実績報告>

番号	質問	回答
Q4	寄付金等すべての収入について申告が必要か。	寄付金や参加者負担金などの収入については、補助対象経費に充当されるもののみ記載してください。 (例) 参加者負担金を徴収しているものの、人件費や備品購入費等の補助対象とならない経費に充てる場合は、参加者負担金の記載は必要ありません。
Q5	レシートは原本を提出するの か。	原本は提出不要です。写しを提出してください。なお、写しを取る際は、レシートを重ねないで取ってください。
Q6	レシートの向きは揃えなくてもいいの か。	揃えなくてもかまいません。
Q7	フードパントリーはどのように実施すればいいの か。	フードパントリーは、経済的困窮等により困難を抱える子どもとその家庭を対象に、食品・食材を配布する事業です。 配布先の家庭が拠点に来ることができない場合には、郵送や宅配便により送付することができますが、送付の都度、その家庭ごとに相談窓口や支援制度の紹介・利用についての助言等、子育てや家庭生活等に対する相談支援活動を行い、記録簿(日誌)を作成し、その写しを提出する必要があります。
Q8	フードパントリーの実施の証拠書類とは何か。	次の①～⑤の書類すべての写しを提出してください。 ①帳簿(別途添付の様式参照) ②領収書(レシート)等 ③実施日を掲載したチラシ (食材を配送した場合には配送伝票等) ④実施日ごとに、食品・食材を提供した各支援対象者への支援の内容がわかる個別相談・個別訪問の記録簿(日誌。任意様式) ⑤食材・食品の受渡し管理簿 (配付した物、配付先の氏名・住所がわかるもの。任意様式)

<その他>

番号	質問	回答
Q9	保健所への届出・許可等の状況について、許可が必要かどうかわからない。誰に相談すればよいか。	貴団体の所在地を所管する保健所の食品衛生担当課に、届出が必要かどうかご確認ください。
Q10	他の補助金等を活用している場合、併用できるか。	対象経費が被らなければ、他の補助金等を受けていても本補助金を申請可能とします。 (例1) 子ども食堂開設に係る経費を市町村に申請し、運営費を県に申請する。 (例2) 4月～1月までの運営費を県に申請し、2月～3月までの運営費を他団体に申請する。